

中核機関の役割Ⅲ

本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた
検討・専門的判断

研修のねらい

□利用促進機能のポイントを理解する

- 本人にふさわしい成年後見制度利用のための受任調整のポイントを理解する
- 市民後見人の育成、選任のポイントについて理解する
- 法人後見の担い手の育成、選任のポイントについて理解する

基本計画に示された7つの場面（次スライドの場面1～7）

※「成年後見制度利用促進基本計画」p.3

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、**地域における課題を整理**して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

場面1：利用者・関係者への制度紹介・情報提供

➡ 「まず、知っていただくことが重要」

場面2：早期の段階からの権利擁護支援の検討開始

➡ 「権利擁護支援」の必要な人の発見

場面3：成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め

（利用者の意思決定支援と、成年後見等実施機関による検討）

➡ 多機関参加によるニーズの精査と支援の方向性の検討

場面4：本人・親族申立の支援及び市区町村長申立を適切に行える体制の整備

➡ 顕在化させたニーズに対応できる体制整備を

場面5：後見等開始に向けた本格調整及び申立ての実施

➡ 確実な後見等の開始

場面6：後見等開始後の継続的な支援

➡ 後見開始後の適切なケア（特に、本人・親族・市民後見人）

場面7：後見等の不正防止

➡ 各機関が参加しての早期発見・対応

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

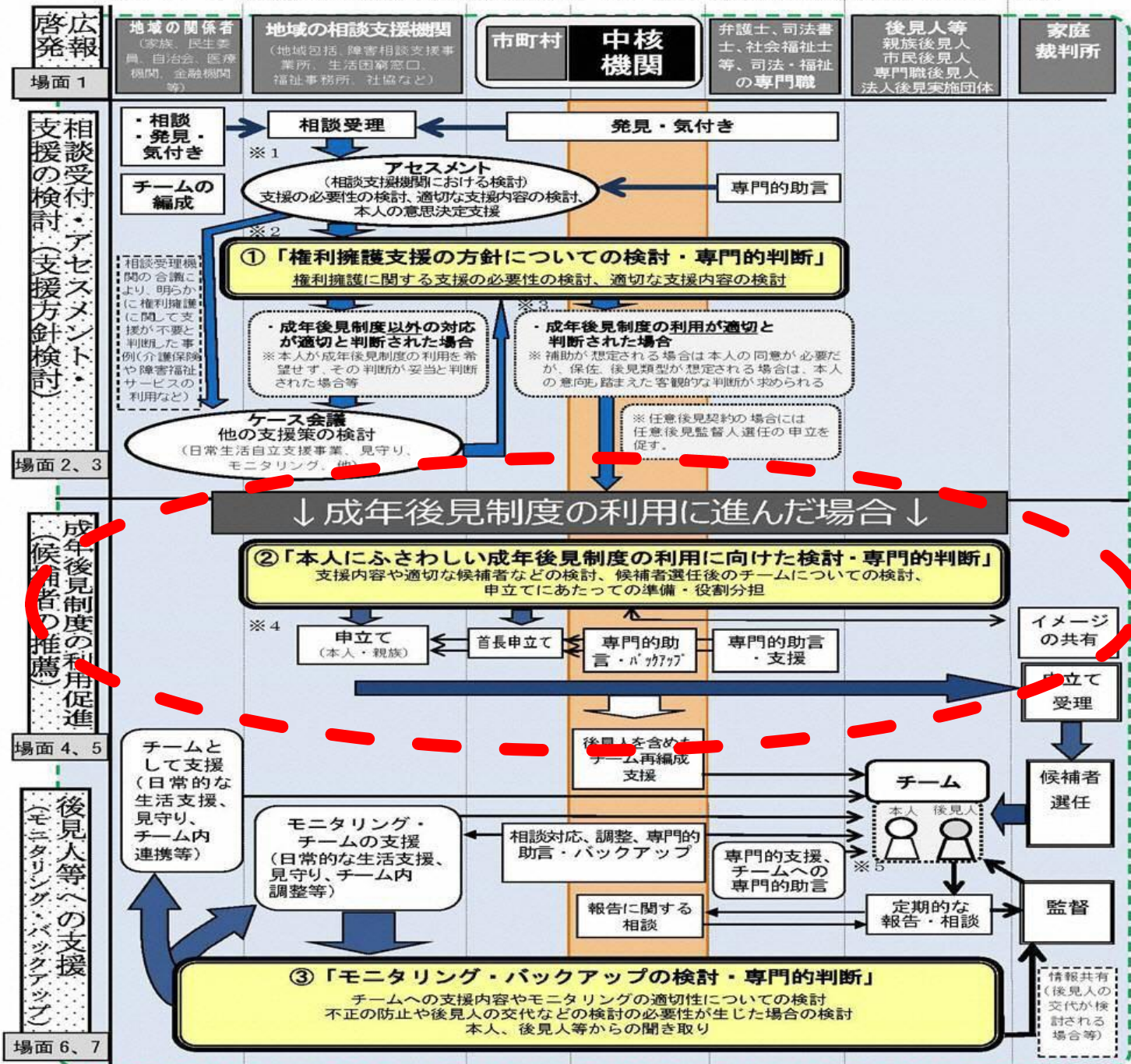
(市民後見人や法人後見の担い手などの
育成・支援)

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からの
スムーズな移行

④ 後見人支援機能

⑤ 不正防止効果

図 II-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

地域の関係者
(家族、民生委員、
自治会、医療機関、
金融機関等)

地域の相談支援機関
(地域包括、障害相談支
援事業所、生活困窮窓口、
福祉事務所、社協など)

市町村

中核
機関

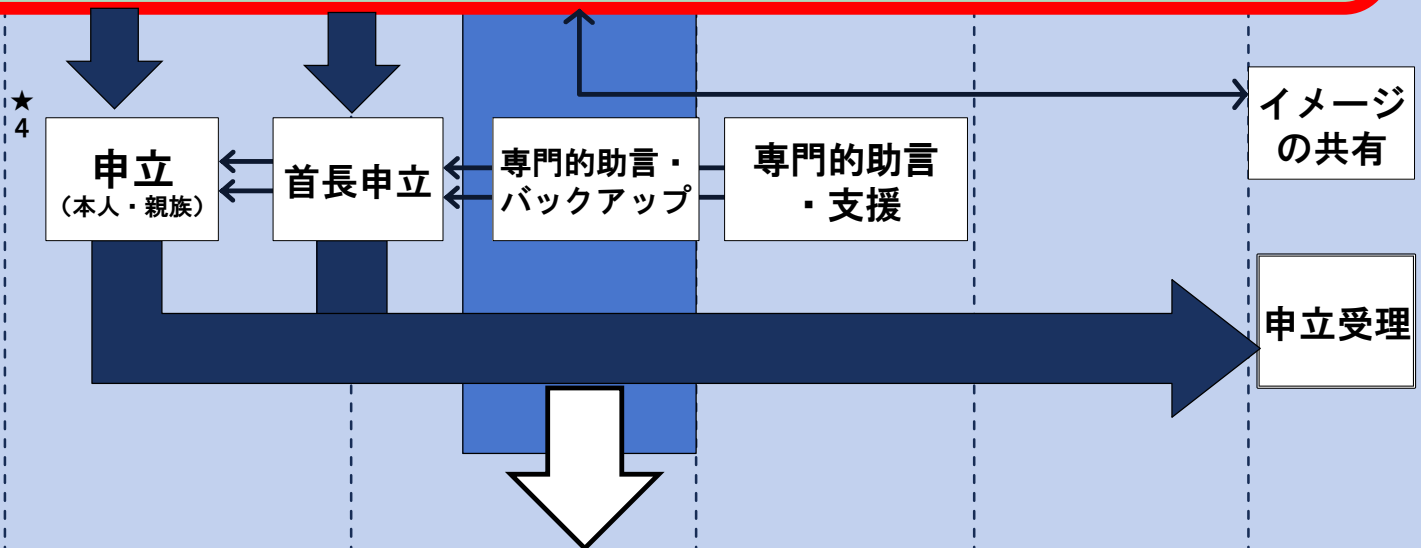
弁護士、司法書士、
社会福祉士等、司
法・福祉の専門職

成年後見人等
親族後見人
市民後見人
専門職後見人
法人後見実施団体

家庭
裁判所

↓ 成年後見制度の利用に進んだ場合 ↓

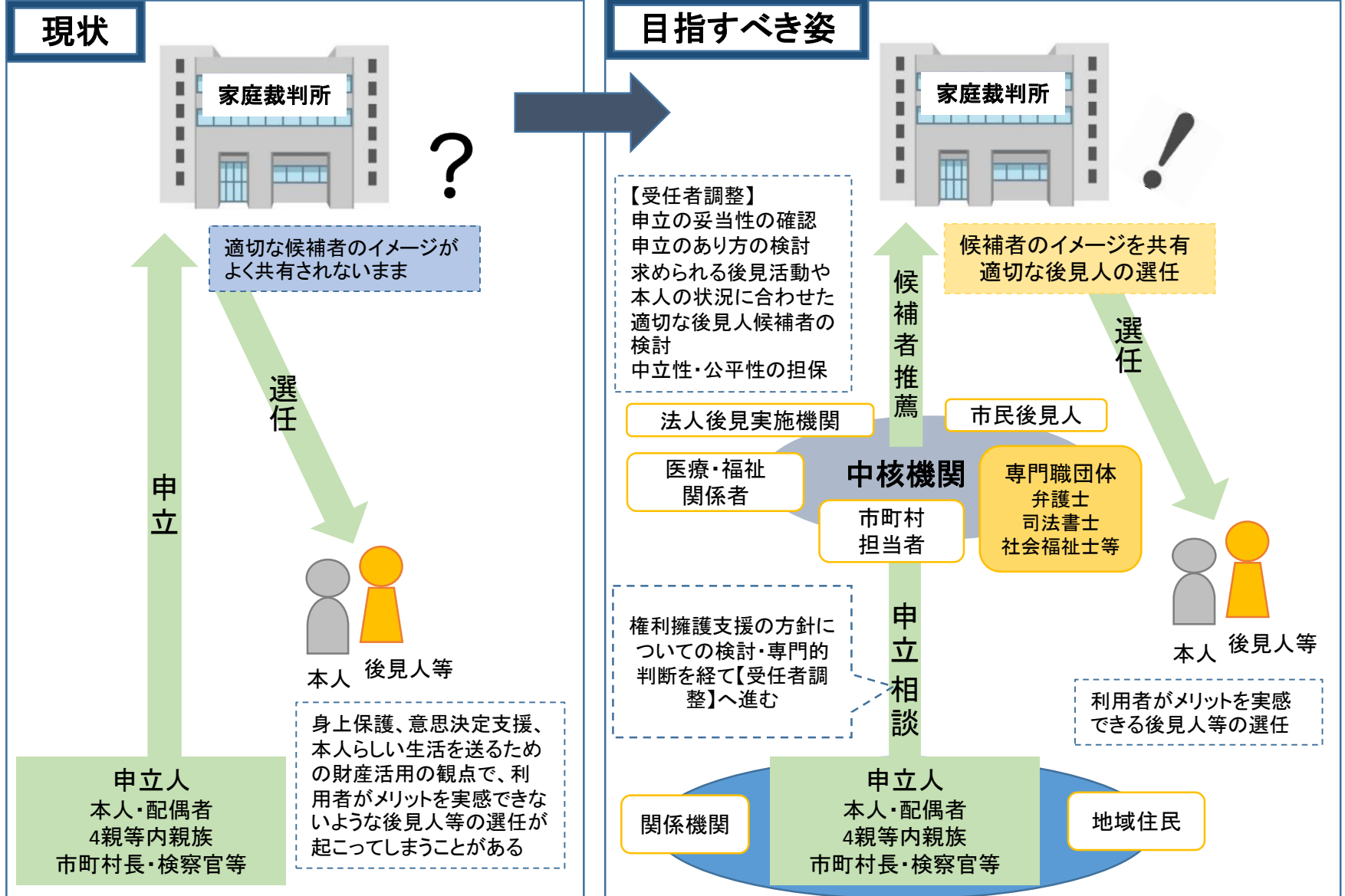
②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」
支援内容や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、
申立にあたっての準備・役割分担



成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

場面 4, 5

成年後見制度利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



事例の概要

- 別冊資料 演習シート 2ページを読んで、事例の概要を確認します。

事例：権利擁護支援の方針決定を受けて

- 本人は、「消費者被害には二度とあいたくない」「自分が死んだ時に、長男がこの家に住めるようにしておきたい」「長男と一緒にこの家で暮らし続けたい」という思いが強かった。
- 日常生活自立支援事業は、取消権がないため利用しないという意向。
- 「中核機関の法律専門相談で、自分の死後のことについての助言を受け、納得できたら成年後見制度の申立をしたい。」と言ったため、そのように支援した。
- 本人が法律相談の助言を受けて納得したため、成年後見制度の利用支援、受任調整へと進んだ。

「制度を利用する」という方針決定後に検討すること

- 申立は誰が行うか
- 書類をどう整えるか
- 類型をどうとらえるか
- 同意権・取消権、代理権をどうとらえるか？
- 適切な後見人候補者は？

申立についての相談を受けている段階から同時進行で考えていることでもある。
相談の中で、申立を前提にした誘導にならないように注意。

中核機関が行う成年後見制度申立支援

○申立に関する相談

1 申立人の検討

- ・ 本人申立・親族申立・市長申立の検討
- ・ 本人の利益のために誰が申立を行うことが適当か

※市長申立の要綱の確認

※成年後見制度利用支援事業の要綱の確認

市長申立や生活保護世帯に限定しない報酬助成が行われていると、困難な事案についても専門職への候補者依頼がしやすい

2 申立実務への支援

- ・ 本人申立、親族申立の実務への助言等（代理代行ではない）
- ・ 本人情報シートの活用

法定後見制度に係る手続

手続の流れ

i 申立

※ 申立ては、家裁の許可がなければ、取り下げることができない

ii 調査(・審問)(・鑑定) ※鑑定については次スライド参照

iii 審判(審判書の送達)

※ 不服申立(即時抗告)期間: 審判書の受領から2週間

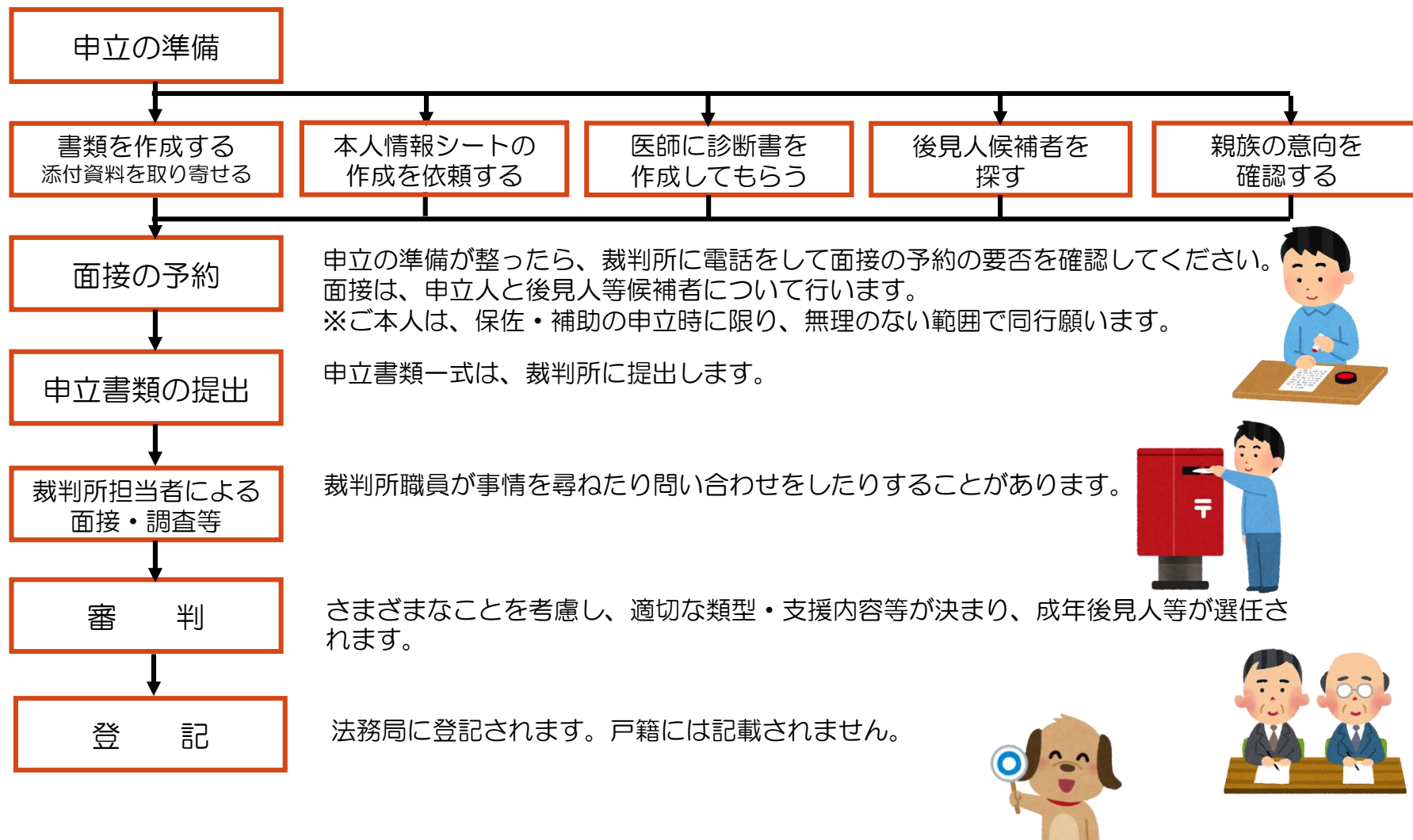
(ただし、誰が後見人に選任されたかについての不服申立は不可)

iv 後見人による支援の開始(審判の確定)

v 後見登記(※裁判所が法務局に嘱託)

★ 審理期間については、最高裁の資料(「成年後見関係事件の概況 —平成30年1月～12月—」)によれば、約77.3%が2か月以内に終局、約94.8%が4か月以内に終局

手続きの流れ



法定後見制度に係る手続

★申立権者

- 本人
- 配偶者
- 4親等内の親族

※ 本人から見て、次の人たちが、4親等内の主な親族に当たる

- ・親、祖父母、子、孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

- 市町村長

など

法定後見制度に係る手続

①どこの家裁に申し立てるか(管轄裁判所)

⇒ **本人の住所地**を管轄する家庭裁判所

※「住所」＝「生活の本拠」(≡住民票所在地)

- 精神科病院に長期間入院中の人の「住所」は？
- 老健(介護老人保健施設)や特別養護老人ホームに入所している人の「住所」は？(「住所地特例」の適用がある場合は？)
- 認知症対応型グループホームで生活している人の「住所」は？

法定後見制度に係る手続

②審判申立てに必要な書類

1 申立書

2 標準的な申立添付書類

- 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 本人の住民票又は戸籍附票
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(* 法人の場合には商業登記簿謄本)
- 本人の診断書(本人情報シート)
- 本人の成年後見等に関する登記がされていないことの証明書
- 本人の財産に関する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書), 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等)
- 保佐・補助類型の場合、必要に応じて、同意行為目録、代理行為目録

※ その他、財産目録, 収支予定表, 事情説明書, 親族関係図等の提出を要することも。申立てに必要な書類の詳細については、各家裁に問い合わせ等を行う

申立に必要な書類と費用 (後見開始の申立の場合)



申立書

③ 診断書 (数千円程度 成年後見制度用)

③ 申立手数料 (800円分の収入印紙)

③ 登記手数料 (2,600円分の収入印紙)

③ 郵便切手 (数千円程度)

③ 鑑定費用 (裁判官が必要と判断した場合 数万円程度～)

③ 本人の戸籍謄本・住民票など



法定後見制度に係る手続

鑑定の実施について

- 家庭裁判所は、**本人の精神の状況**について**鑑定**をしなければ後見・保佐の開始の審判をすることができない
 - 他方、**診断書の記載等から明らかに鑑定の必要がないと認める**ときは、この限りではない
 - 実務上は、申立てに当たり、一般的に**本人の精神の状态**について**医師の診断書を提出**
- ★ 最高裁の資料(「成年後見関係事件の概況 ―平成30年1月～12月―」)によれば、H30に**鑑定を実施したものは全体の約8.3%**

(参考) 「本人情報シート」について

- 平成31年4月から新たに運用開始
- 本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方（ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方）が作成することを想定
- 本人を診察して診断書を作成する医師において、本人の判断能力の程度等に関する判断を的確に行うことができるよう、本人の生活状況等に関する情報を記載して医師に提出し、その判断の参考資料とするもの
- 活用場面としては、上記のほか、以下も想定
 - ① 申立前の制度の利用の適否に関する検討資料
 - ② 家裁における後見人等の選任のための検討資料
 - ③ 後見等開始後における従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料

本人情報シートの活用方法①

主に**医師が診断書を作成する際の補助資料**として活用することを想定

①本人情報シートの
作成依頼

②診断書作成医に提出

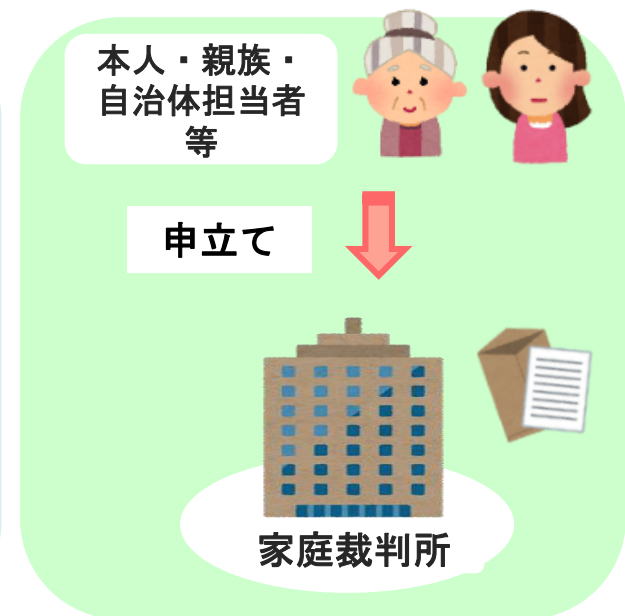
③申立書類として
裁判所に提出



福祉担当者において
作成



診断の補助資料
として活用



審判の資料とする

本人情報シートの活用方法②

後見等の申立て前



本人・親族・
自治体担当者
等

支援内容の検討

後見人候補者の選定

相談



中核機関

後見等開始の審判後

チームでの方針検討

後見事務の見直し



中核機関

チームを
バックアップ



本人の状況の変化に応じた適切な支援の実現

(参考) 非弁行為・非司行為について

- 後見開始の審判等に係る申立書の作成・提出等を業として行うことができるのは、弁護士、司法書士に限られる(弁護士法第72条、司法書士法第73条参照)。
- これに違反した場合は、刑事罰の対象となり得る。

申立人と手続きについて

- 申立人が書類を作成し、申立に必要な費用を支払う（後見人等選任後に本人へ求償できるとしても、一時的に立て替えることになる）
- 書類作成ができない場合は、弁護士や司法書士に費用を支払い、書類作成を依頼することができる。
- 申立人が民事法律扶助の適用となるような場合には、民事法律扶助を使って、書類作成を依頼することができる。

中核機関が行う申立手続き支援について

□ 非弁行為、非司行為に注意

- 親族や本人がする「一回限り」の申立行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは（しかも無償）、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
- 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立ができないような課題がある場合と考えられる。
- 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

ワーク 1 – ①

この事例の場合、申立人は誰が適切だと考えますか？その理由も考えてみましょう。

ワーク 1 – ②

本人の支援にあたって、必要と思われる権限は？

- 同意権・取消権を考えてみましょう

- 代理権を考えてみましょう

類型と、必要と思われる同意権・取消権、代理権 の考え方

- 補助、保佐、後見のどの類型に該当するかは、診断書と本人情報シート等の内容も考慮して、最終的には家庭裁判所が決定すること
- 「どの類型に相当するか」から権限を考えるよりは、どのような事案でも、下記のプロセスを踏むよう心掛ける（ただし、重大な虐待や搾取、セルフ・ネグレクト等、緊急性が高い事案は別）
 - ① 支援の中で生じている課題と本人の強みを整理
 - ② 成年後見制度の必要性の確認
 - ③ 本人の制度利用の意向の確認
 - ④ 本人の支援に必要な同意権・取消権、代理権についての本人の意向確認
- 本人情報シートの4、6の記載から、考えることができる。

本人申立、親族申立を支援する場合のポイント

- ある程度の期限を決めて支援を行う
例) ○月○日までにはできないときには、市町村長申立に切り替えるなど
- 緊急性が高い事態になったら、市町村長申立に切り替える
例) 事案によって予測される緊急性は異なるので、どのような状況があり得るか、話し合っておく

【情報交換】

ご親族から「名前は貸すから、書類は全部代わりに書いて」と言われた時、どうしていますか？

受任者調整（マッチング）について（基本計画）

【国基本計画P13の記載】

○受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

受任者調整（マッチング）について（手引き）

【体制整備の手引きP80より】

- 特に、本人にメリットが感じられる運用体制としていくためには、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進めることが求められます。

適切な後見人候補者の考え方

- 必要となると想定される後見事務の内容から考える
 - 「外部に依頼すること」（復代理、後見人等からの委任契約）が可能
- 相性、信頼関係構築の観点から考える

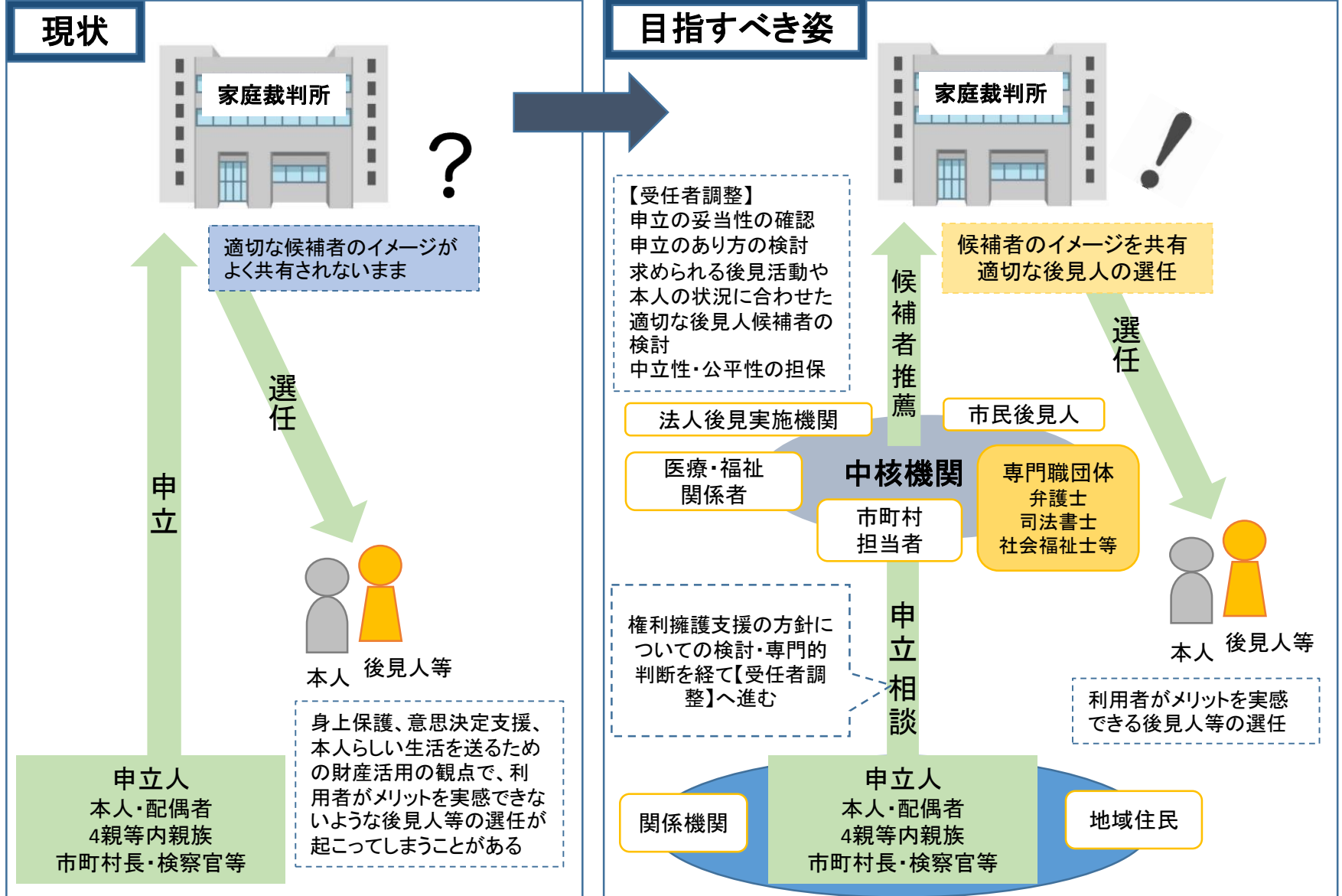
受任者調整と候補者推薦

【体制整備の手引きP81】

成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

- 特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）。
- 適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける。
 - ・ 首長申立の場合についても、検討の場が共有される。
- 本人と成年後見等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について、検討の機会を設ける。

成年後見制度利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任

申立の妥当性
申立のあり方

申立が必要なケースか？
その場合、適切な申立人、
類型は？
申立以外に、早急に必要
な支援や情報収集は？

求められる後見事務の想定
適切な後見人は？

親族後見は？
市民後見人、法人後見
専門職後見人だとすれば、
必要な専門性は？等
性別や年代は？

中核機関が専門職団体に推薦依
頼をするパターンや、中核機関
が名簿をもっているパターンが
ある

本人とのマッチング

本人との相性の確認

後見の受け皿が豊富な場合
は、申立前に候補予定者と
顔合わせを行い、本人が納
得した場合に候補者として
申立をしている場合もある

受任調整について検討する検討メンバーの例

- 成年後見制度を利用した場合に、どういう事務が必要となるかを検討することができる関係者、関係機関
- 後見等を受任する立場にある専門職団体の推薦者（後見人等選任後のフォローのため）
- 後見を受任する可能性のある法人後見実施団体や市民後見人連絡会等の代表者
- 成年後見制度が本人の権利擁護の支援として活用することができるかどうか、点検することができる立場の関係者・関係機関
- 検討する事例について説明することができる関係者・関係機関
- 行政

どのような情報をもって、受任調整会議を行うか

- 本人の基本情報
 - ・ 性別、年代、居住地域、疾病・障害、判断力の程度、身体状況、住居の状況、経済状況
 - ・ 親族の状況や支援体制
 - ・ 本人の生活歴
 - ・ 本人の生活全般への意向・希望
 - ・ 選好・価値観、強み
- 成年後見制度の利用が必要だと思われる状況がわかる情報
 - ・ 本人にとって必要な支援
 - ・ 現在の支援体制では対応できない課題
 - ・ 収支状況、財産状況 ※全てを明らかにしなくて良い
 - ・ 予想される後見事務、必要と思われる権限
 - ・ 制度利用についての本人の意向

個人情報共有における工夫例

- 受任調整を検討するメンバーから、個人情報を秘匿することの誓約書をとっている
- 事例情報は回収する
- 個人の氏名、住所の詳細、施設・病院等の固有名詞等、検討に必要ない情報は共有しない

など

演習で用いるワークシートについて

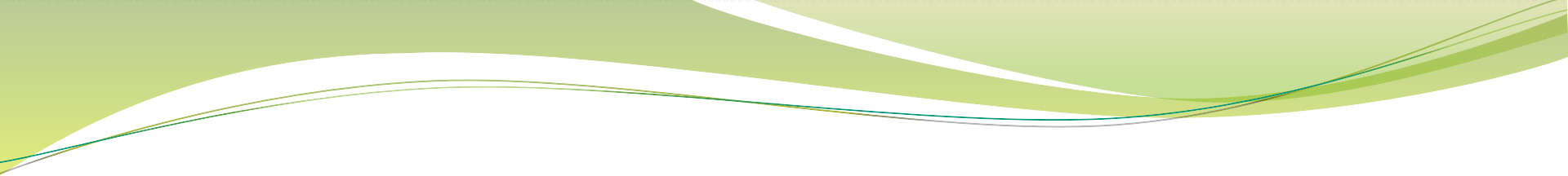
- それぞれの段階における思考プロセスのあり方を、一目で見てわかる項目案として、用紙一枚にまとめて提示しようと試みた演習用のワークシートです
- 実際に使用することを目的として提供する書式、帳票として提示しているものではありません
- 演習用であるため、記入欄は小さく、実際の業務で使用していただくのであれば、記入欄を広げたり、選択式にする欄を設けるなど、改良が必要になると思われます

ワーク 2

後見人候補者に求められることは何か、考えてみましょう

ワーク 2

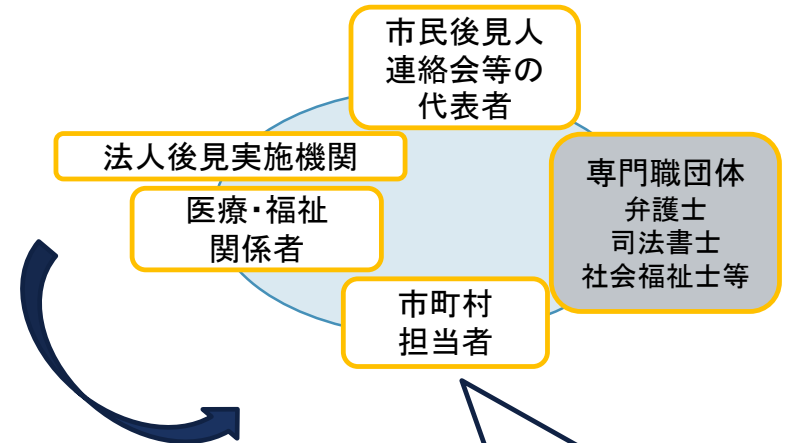
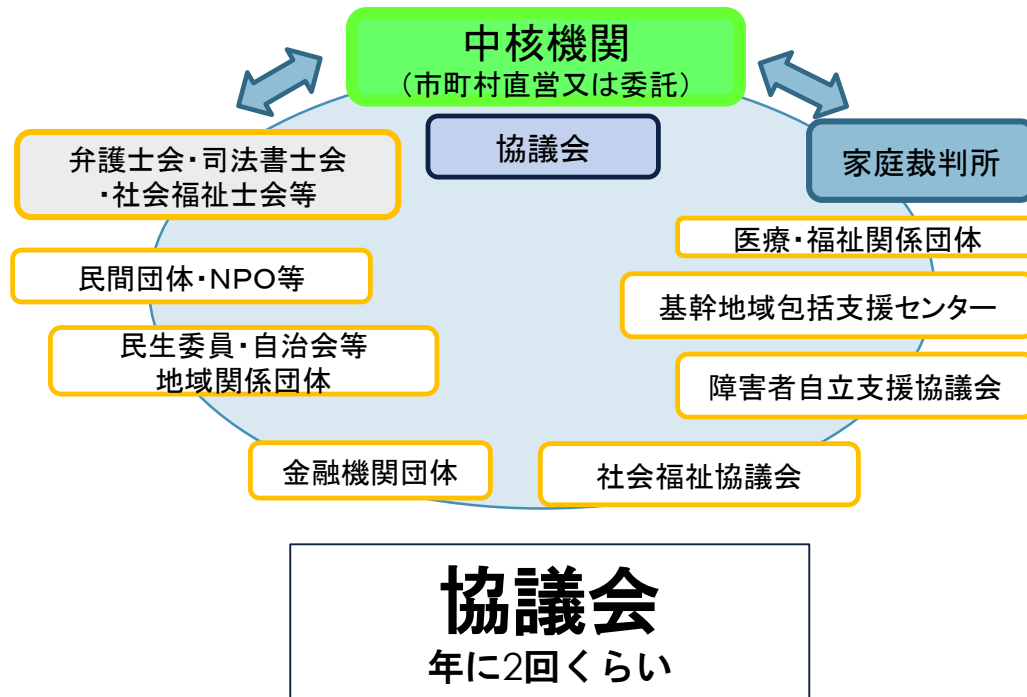
解説



実際、どのように受任調整や後見人
等候補者推薦が行われているのか

受任調整や後見人支援を行う事例検討会

(定例) 事例検討会
月に1回、3ヶ月に1回、随時等



協議会のメンバーの中で、事例へ助言ができる人や後見を受任する人、事例に関係している人が集まって、定期的に提出された事例を検討し受任調整や後見実務への助言を行う。相談窓口は各市町村に設置するが、定期的な事例検討の仕組みは広域設置とするという体制のところも多い。

※このことに取り組むことで、信頼できる人に後見人等を担ってもらえることができる

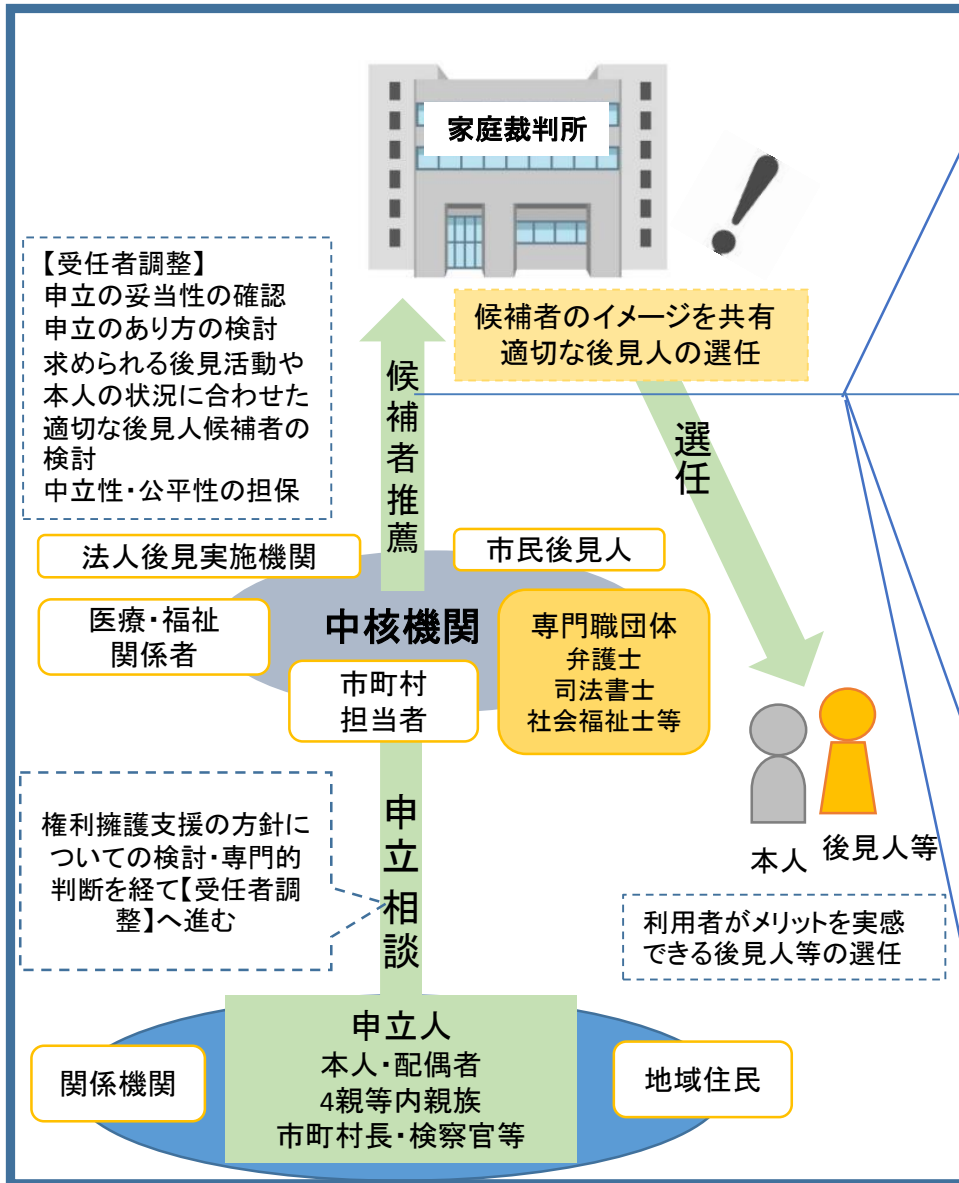
家庭裁判所との連携

【国基本計画P13の記載】

○家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

候補者推薦について



市民後見人や法人後見の推薦

市民後見人や法人後見を推薦することがふさわしいという場合は、検討会議で共有されたイメージに合う担当者をマッチングする。

専門職の候補者推薦パターン1

- ①中核機関が、専門職団体に候補者イメージを伝える。
- ②専門職団体が名簿から適した候補者を中核機関に推薦。
- ③(推薦された候補者と本人の相性を確認)
- ④後見人等候補者を決定して申立を行う

※専門職団体がイメージどおりの候補者を推薦する仕組みを持っている地域で実行できる仕組み。推薦する仕組みがまだ整っていない地域もある。

専門職の候補者推薦パターン2

- ①中核機関が、専門職への研修を実施したり、後見人等連絡会を実施したりして、名簿を作成。(保険加入の問題があるため、前提として、専門職団体の名簿登録者であることが求められる。)
- ②研修や連絡会をとおして把握している後見人等の特性に応じて、本人との相性を確認し、後見人等候補者を決定して申立を行う。

※登録している専門職が、専門職団体の名簿登録から外れていないか、毎年、中核機関の名簿を更新していくことになる。

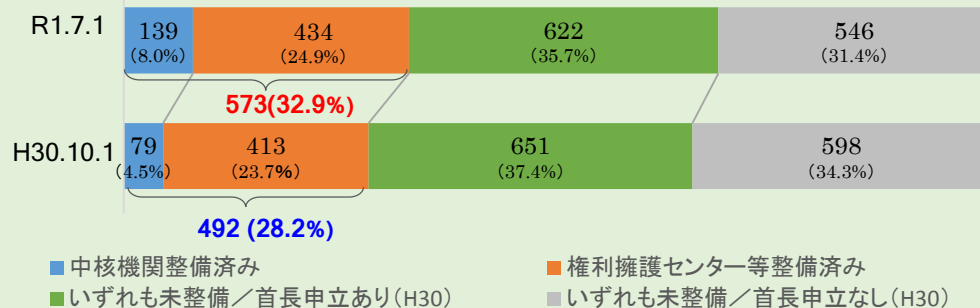
親族後見人等の推薦

後見人等になるにふさわしい本人に身近な親族等がいる場合は、申立についての相談の段階から丁寧な支援を実施しようとしている市町村がある。

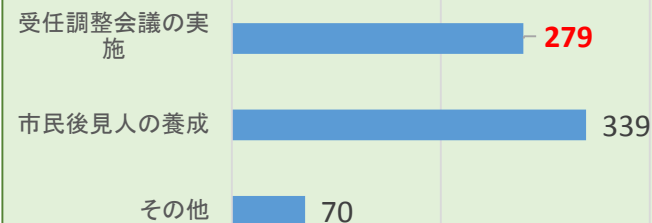
成年後見制度利用促進機能（受任者調整等）

中核機関・権利擁護センター等の整備状況等

n=1,741



中核機関等が備えている利用促進機能(R1.7.1)



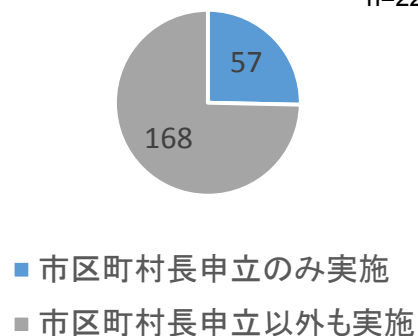
※中核機関又は権利擁護センター等を整備済みの自治体(573自治体)に調査(複数回答)

(参考・H30.10.1調査)

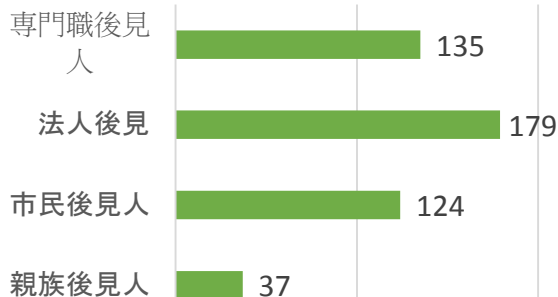
※中核機関又は権利擁護センター等を整備済みの自治体(492自治体)に調査 ⇒ 225自治体が受任調整会議を実施

受任者調整の対象
(市区町村長申立)

n=225

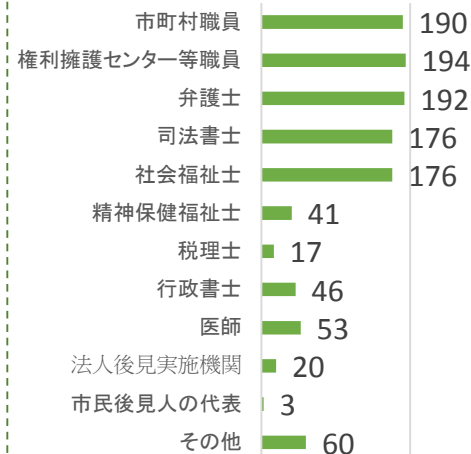


受任者調整の対象
(後見人候補者)



※受任調整会議を実施している225自治体に調査(複数回答)

受任調整会議の構成員



※受任調整会議を実施している225自治体に調査(複数回答)

※成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(平成30年10月1日時点)
中核機関及び市町村計画策定等の取組状況調査結果(令和元年7月1日時点)

- ・人口約40万人
- ・単独自治体で実施

品川成年後見センター

(権利擁護の必要性について丁寧に確認、専門職団体に推薦依頼をしている例)

※自治体概要 ・ 面積約22.84km² ・ 高齢化率20.41% ・ 中核機関の整備：令和3年を予定（現在検討中）

受任調整会議までの流れ

ケース会議 月2回

- 検討メンバー ⇒ 成年後見センター・区の担当者、介護・福祉関係者
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議 年4回

- 検討メンバー ⇒ 区(管理職、担当者)、成年後見センター
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)

受任調整会議

品川成年後見センター運営委員会

- 開催頻度 ⇒ 年4回 ※緊急事案については、委員長決裁により申し立て、委員会には事後報告
- 対象 ⇒ 本人・親族・区長申立、法定後見・任意後見のすべての事案(※成年後見センターが関与している事案)
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、医師、弁護士、民生委員、福祉関係者、行政関係者 計10名
※事務局として、成年後見センター、区(管理職、担当者)が出席
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 区内の法人後見実施団体について把握しており、受任調整会議にて候補者推薦する法人を決定
- 市民後見人 ⇒ (1年間法人後見の支援員として研修する中で適性等を把握し、受任調整会議で決定)
- 専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、専門職団体に候補者推薦を依頼
- 親族後見 ⇒ (受任調整会議の対象とはしておらず、相談時に個別対応)

申 立

- ・人口約47.5万人(圏域)
- ・広域で実施

尾張東部権利擁護支援センター

(中核機関が専門職の名簿を作成、事前面談を実施している例)

※自治体概要 愛知県・尾張東部圏域6市町(瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町)
・面積約230.14km² ・高齢化率24.1% ・当センターを中核機関として位置付け(H30度末)

受任調整会議までの流れ

ケース会議(方針決定、候補者の検討を兼ねる。担当者レベル) 随時開催

- 検討メンバー ⇒ 本人、親族、担当行政、地域包括C、障害者相談支援C、ケアマネジャー、MSW、PSW、消費者被害相談員、民生委員、知人等、本人を良く知る関係者
- 検討内容 ⇒ 課題の整理確認、権利擁護支援の必要性、権利擁護支援のツールの検討、親族関係・生活状況、財産状況の確認(首長申立ての場合は、参加した行政担当者が課長へ報告、内部で検討し決裁を行う)
- 成年後見審判申立て審査会(日進市のみ)：福祉部長・地域福祉課長・介護福祉課長・担当者により、課題の確認、整理、市長申立ての要否、候補者の検討

受任調整会議

適正運営委員会

- 開催頻度 ⇒ 2か月に1回(緊急時はメーリングリストで意見集約、調整、検討)
- 対象 ⇒ 市民後見、法人後見、専門職後見、任意後見
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健所、地域包括支援センター又は障害者相談支援センター、6市町担当課長、行政関係者、事務局センター職員、計20～25名
- 検討内容 ⇒ 法人後見候補者要否の検討、市民後見人ケースの適否の検討、専門職後見人へ依頼する場合の課題の整理

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会で必要と認められた場合に当センターを推薦(※圏域内の法人後見実施機関は当センターのみ)。センターでは申立てを行う全てのケースで本人・親族と面会・アセスメントを行っており、候補者となった場合は改めて本人・親族へ伝え、意向を確認
- 市民後見人 ⇒ 市民後見人分科会にて適当とされた場合に、市民後見人バンク登録者の中から候補者を推薦。市民後見人候補者は、本人との事前面談を行い、双方が合意して申立てに至る
- 専門職後見 ⇒ ケース会議にて専門職後見が妥当と判断された場合、センター設置の「専門職協力者名簿登録制度」の名簿登録者(弁護士28名、司法書士31名)から候補者を推薦。社会福祉士の推薦は、社会福祉士会のばあとなあ受任調整会議に依頼を行い、候補者を推薦。候補者には、申立て前に事前マッチングの協力を依頼して事前面談を実施
- 親族後見 ⇒ ケース会議等で親族が候補者となる場合の説明と意向を確認。親族後見人選任後は、定期報告書の作成支援や後見事務の随時相談対応等、安心して後見業務ができるよう、サポートについて説明

申 立

・人口約6.5万人
・広域で実施【P】

香川県三豊市

(県社会福祉協議会等が事務局となり、困難事例の受任調整を実施している例)

※自治体概要 ・面積約222.71km² ・高齢化率35.1% ・中核機関：令和元年4月に直営で整備、同年10月に一部委託へ

受任調整会議までの流れ

ケース会議 (担当者レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 地域包括支援センター、福祉課、介護・福祉関係者、民生委員等 *ケースにより異なる
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議 (部長・課長レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 市(介護保険課、福祉課、地域包括支援センター(直営))
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)、市長申立ての要否

困難事例 (市では候補者の選定が困難、専門職による助言が必要、申立前に候補者と関係機関との連携調整が必要、後見人等の交代が必要など)

困難事例以外

受任調整会議

かがわ後見ネットワーク 随時

- 検討メンバー ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、福祉関係者等 *ケースにより異なる
※事務局は、県社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉課
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会法人成年後見事業検討委員会、または、NPO法人後見ネットかがわ業務委員会で受任の可否を検討して推薦
- 市民後見 ⇒ (令和2年度に市民後見人の養成を予定)
- 専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、地域の専門職に依頼して推薦

申 立

- ・人口約3,400人
- ・単独自治体で実施

高知県本山町

(既存のネットワークを活かして、受任調整、候補者推薦を実施している例)

※自治体概要 ・ 面積約134.22km² ・ 高齢化率45.6% ・ 中核機関：H30年12月に整備（直営＋委託）

受任調整の流れ

ケース会議（方針決定、受任調整を兼ねる。担当者レベル） 随時開催

○検討メンバー ⇒ 介護・福祉関係者、町（健康福祉課、包括）、権利擁護センター、専門職によるアドバイスが必要な事案では、権利擁護センター運営委員会（＝協議会）のメンバーの中から必要に応じて召集等

* 運営委員会・・・ 直営（町に事務局）、委員（弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、町住民生活課長、社会福祉協議会事務局長）：計7人

○検討内容 ⇒ 親族、財産状況等の情報共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用可否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、候補者の選定）等

候補者の推薦

○法人後見 ⇒ 町社協の法人成年後見事業運営委員会にて受任可否について協議

○市民後見 ⇒ 養成未実施（関係者との協議を踏まえ、令和3年度頃から必要に応じて実施予定）

○専門職後見 ⇒ ケース会議の開催前後に地域の専門職に受任の可否を打診し、推薦に至る

○親族後見 ⇒ ケース会議の開催前後に親族の受任に対する意向を確認。親族に、権利擁護センターの後見人へのバックアップ（報告書作成支援等）機能について説明し、受任に対する不安の解消に努める

町長申立が適当となった場合

それ以外の場合

本山町成年後見制度町長審判請求審査委員会（課長レベル） 随時

○検討メンバー ⇒ 健康福祉課長、同課長補佐、住民生活課長、同課長補佐

○検討内容 ⇒ 町長申立ての可否

申 立

親族後見人候補者の推薦

【国基本計画P13の記載】

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人候補者の支援

・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

親族後見人候補者の支援

【国基本計画P14の記載】

エ) 後見人支援機能

○親族後見人候補者の支援

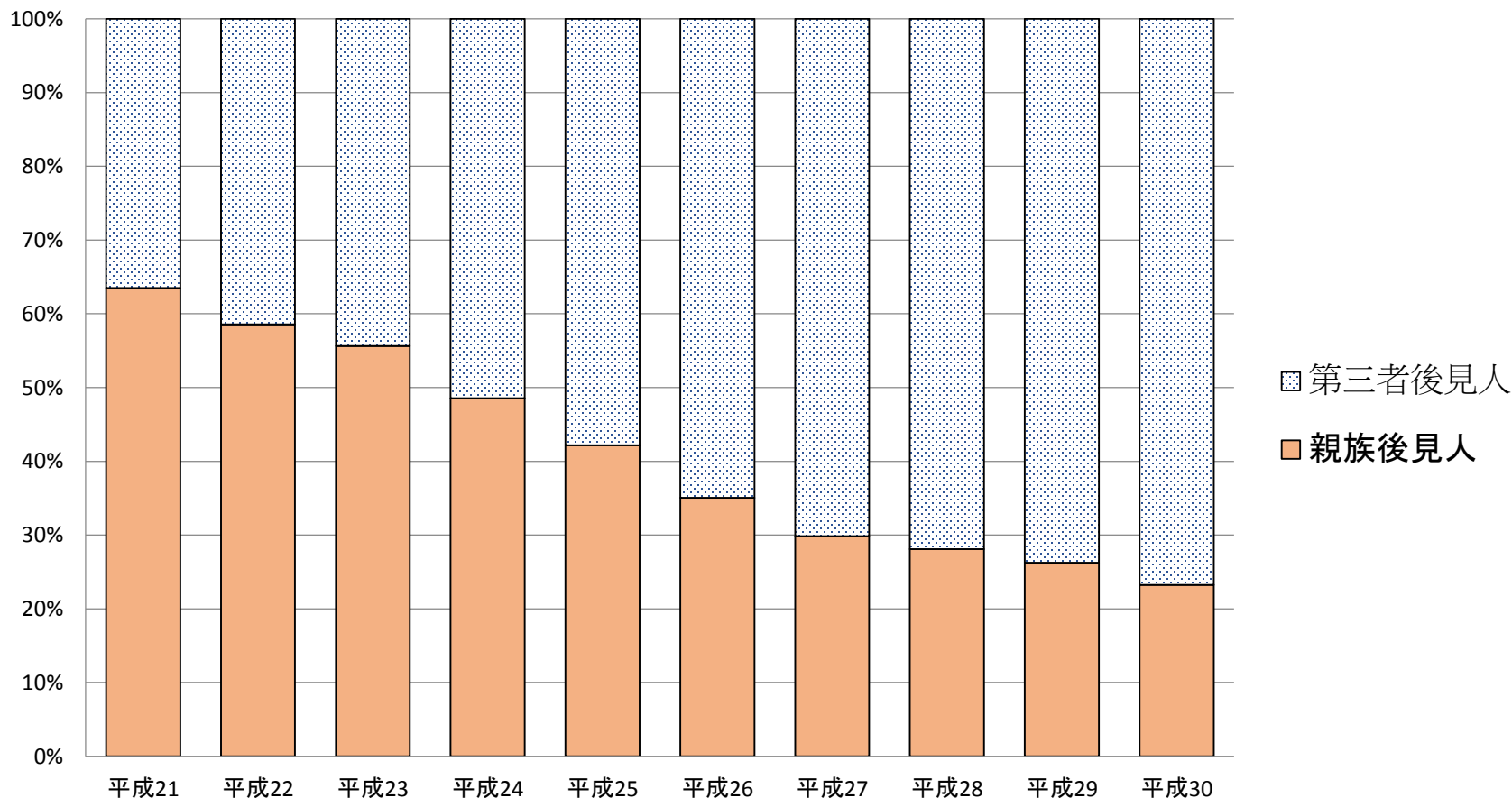
中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、

- ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

親族後見人の割合は低下し第三者後見人の割合が上昇

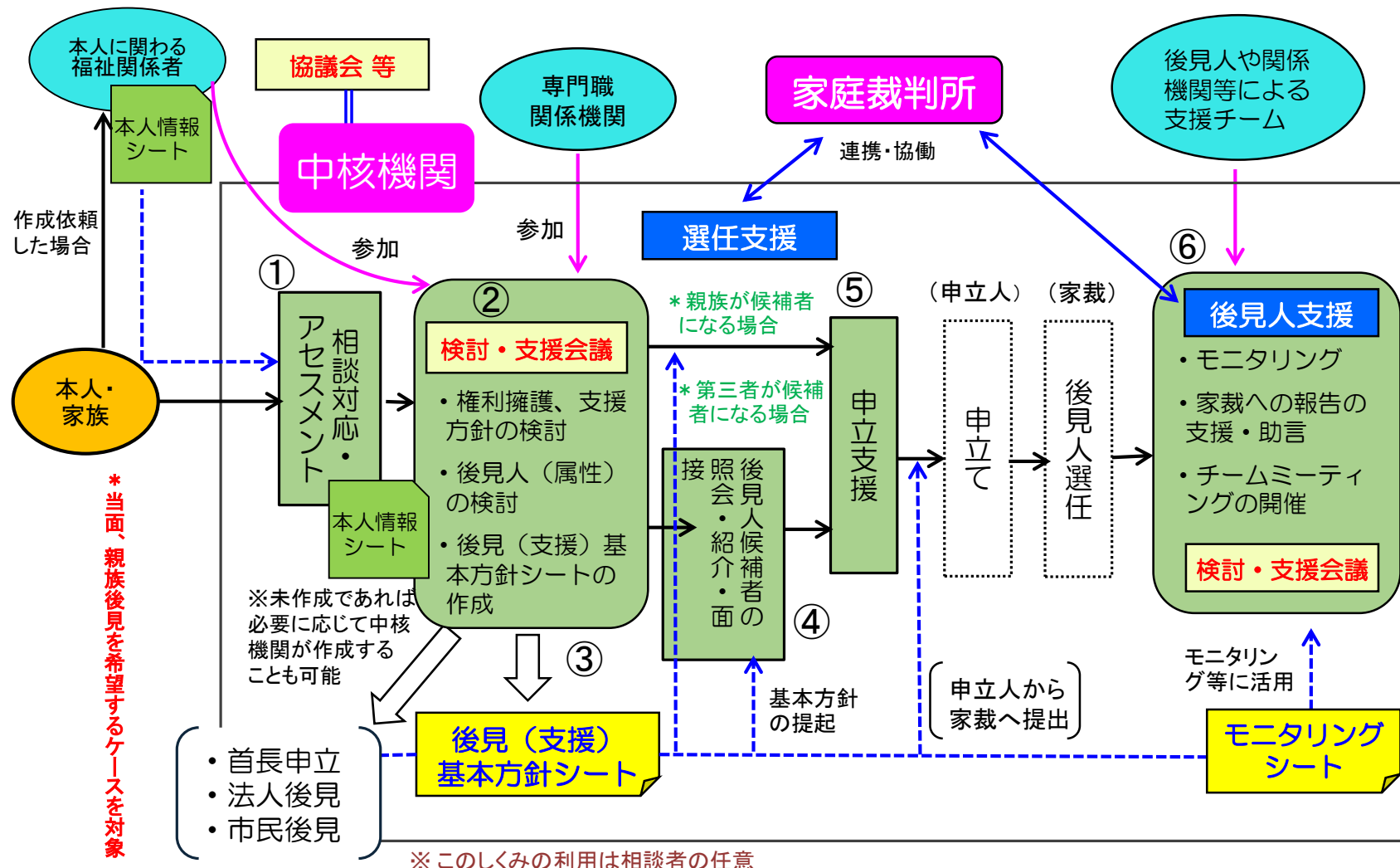
成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合



最高裁判所事務総局家庭局作成資料「成年後見関係事件の概況」を参考に作成。
後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ

～親族後見を含めた、よりふさわしい後見人を選任・支援するための取組～
(東京都・東京都社会福祉協議会)



成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度概算要求額 10.8億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するため、以下の新規・拡充要求を行う。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 7.3億円(3.5億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等

新・ 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 3.0億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談センター事業」を実施する。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

後見等に係る体制の整備等（老人福祉法等の改正）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。



市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

権利擁護人材育成事業（市民後見人の育成及び活用）

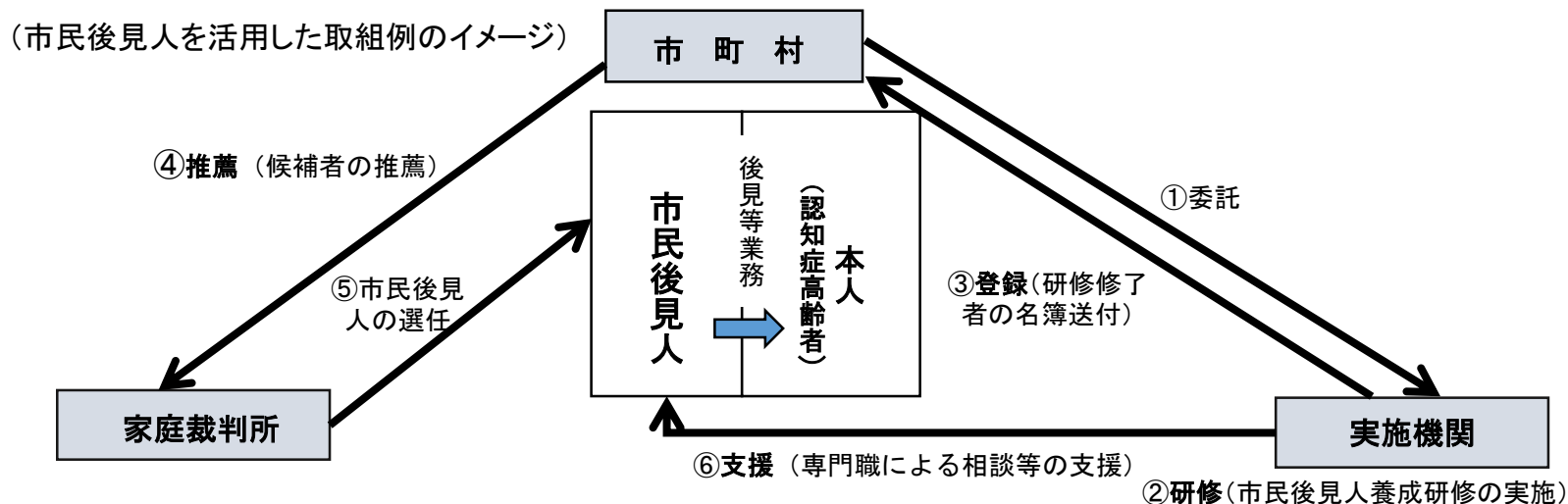
1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、市民後見人等の権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和元年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護分）82億円の内数

4. 事業実施状況（平成29年度実績：228自治体）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

「市民後見人」について

【国基本計画 P. 13～14の記載】

○市民後見人の研修・育成・活用

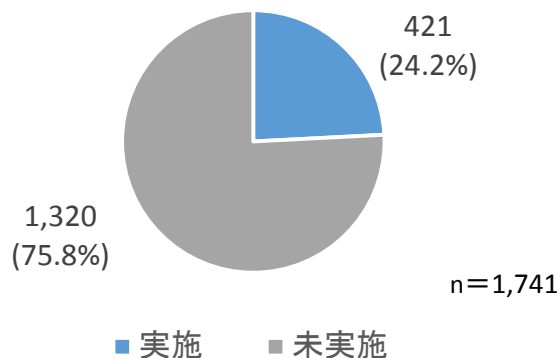
- 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
- さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○市民後見人候補者等の支援

- 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

市民後見人の養成・活動状況（H29度末）

市民後見人を養成している
市区町村数



○養成者数 1万4,140名

（※H29度末までの累計）

【市民後見人の活動状況】

○成年後見人等の受任者数 1,379名 (9.8%)

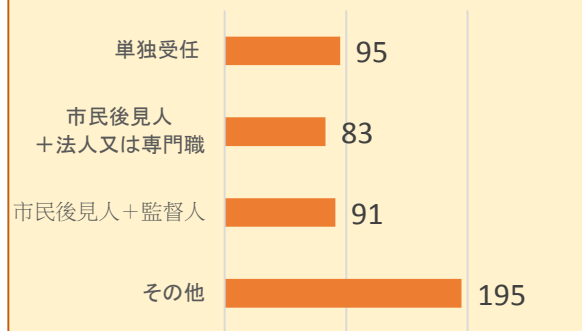
○成年後見人等以外の活動に従事する者の数

・法人後見の支援員 1,612名 (11.4%)

・日常生活自立支援事業の生活支援員 1,965名 (13.9%)

（※累計ではなくH29度末時点）

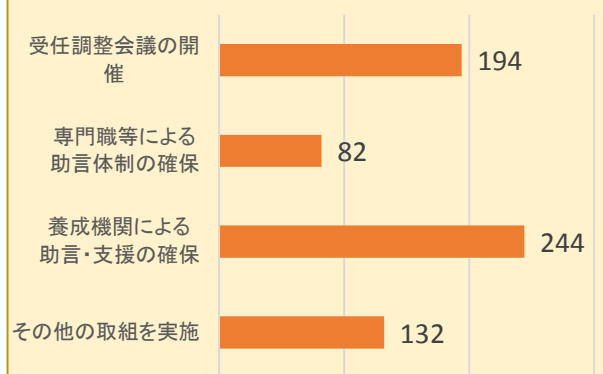
市民後見人による
成年後見人等の受任態様



※408自治体が回答（複数回答可）

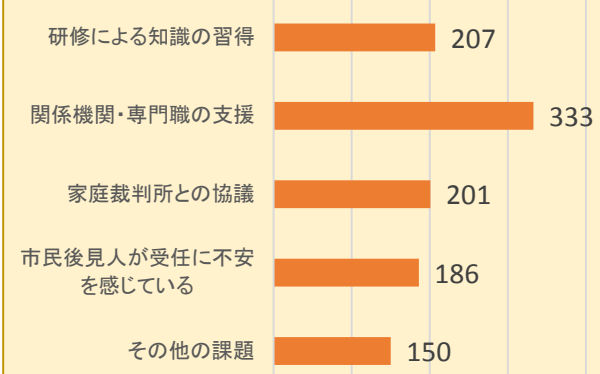
※その他（市民後見人複数、受任実績なし等）

市民後見人の受任調整・
支援体制



※380自治体が回答（複数回答可）

市民後見人の受任に
当たっての課題



※568自治体が回答（複数回答可）

※成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（平成30年10月1日時点）

市民後見人の選任と支援態勢の具体例

市民後見人候補者が推薦される事案

首長申立型

首長申立の事案

申立支援型

養成機関が申立支援を行った事案

裁判所依頼型

裁判所が適当と考えて養成機関に市民後見人候補者の推薦を依頼した事案（リレー型を含む）

市民後見人の選任形態

複数選任型

当初は市民後見人と社協等※の後見人を選任
本人の生活安定後に社協等後見人が辞任
※社会福祉協議会、NPO法人、専門職など

監督人選任型

市民後見人と社協等の後見監督人を選任

単独選任型

当初から市民後見人を単独で選任

リレー型

当初は社協等を後見人に選任
本人の生活安定後に市民後見人に交代

※このほか、社協等の法人を後見人に選任し、市民後見人養成研修の修了者がその法人のスタッフとして活動する場合もある。

市民後見人に対する支援態勢の具体例

想定される支援の主体

社協等
後見人

社協等後見人の
辞任後

社協等
後見監督人

養成機関
(中核機関)

養成機関等が行う支援の内容

日常の活動に関する相談への対応※

- ・日常的な相談対応
- ・定期的な報告の受領
- ・財産管理・身上監護の状況確認と適切な後見事務を行うための助言
- ・裁判所への報告書や財産目録作成の支援
- ・定期的な相談会の実施

専門的な知見を要する相談への対応※

- ・専門職相談員による相談対応
- ・ケース会議の実施による方針策定の支援

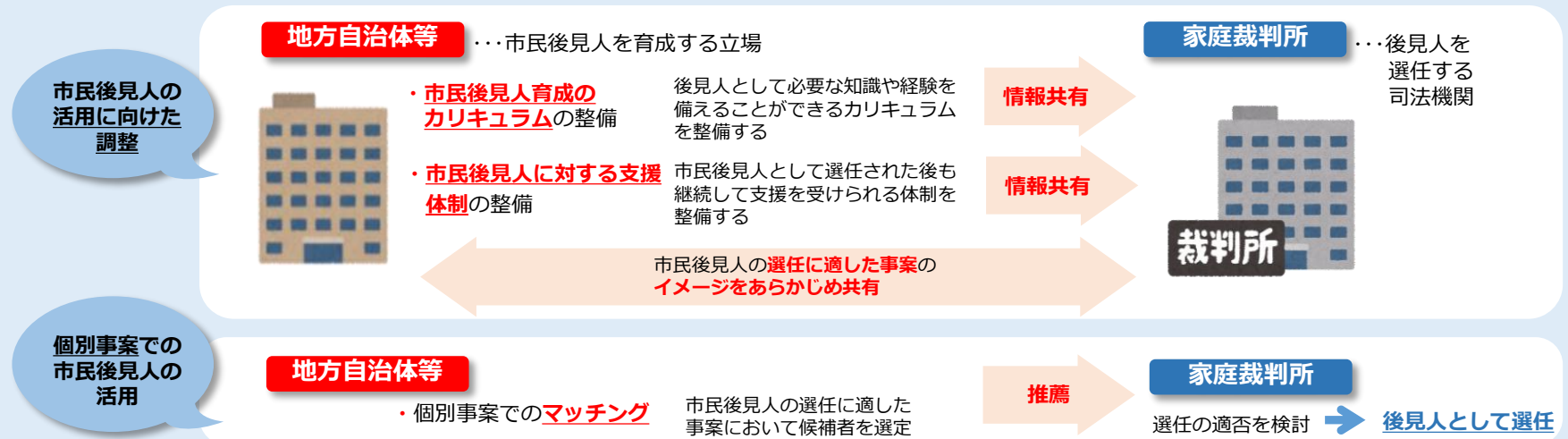
※ 各地の実情等によって異なり得る。



市民後見人の選任やその支援はマッチングや親族後見人支援と共通点が多く、今後の検討の参考となる

家庭裁判所との情報共有のポイント

市民後見人を活用するための地方自治体等と家庭裁判所の連携



市民後見人の活用を進めるためには、**育成・活用に必要な体制整備**や**家庭裁判所との情報共有**が必要

自治体等と家庭裁判所との連携によって市民後見人の選任に至った例

管内において、それまで**市民後見人の選任実績が無かった**
そこで

➡ ① 市町村と家庭裁判所との間で、**市民後見人養成の実情に関する情報を共有**

- ・養成講座の開催の有無、養成講座の内容（厚労省のカリキュラムに基づくものか否か）、養成した人数
- ・候補者名簿登録者のうち、実務経験（法人後見における支援員としての活動経験等）がある人の数 など

➡ 多くの市町村において、直ちに後見事務を実践することができる市民後見人候補者の育成が進んでいないことを認識

② 両者の間で、**どのような取組を行えば、選任につながる候補者を育成することができるかについて意見交換**

➡ 市民後見人に求められる能力、候補者の育成に必要な体制、市民後見人への支援体制について認識を共有

③ 自治体等において、**候補者の育成や市民後見人の支援について必要な体制を整備**

④ 自治体等において、**市民後見人の選任に適した事案を選んでマッチング**

➡ **市民後見人の選任**に至る

市民後見人の積極的な活用を図るためには、自治体等と家庭裁判所との連携が不可欠

市民後見人養成のための基本カリキュラム例

合計50単位 = 39単位(講義・実務・演習) + 11単位(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合52単位 ※1単位=60分

◆基礎研修 21単位/1260分

◆市民後見概論 3単位/180分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3単位	180分

◆対象者理解 4.5単位/270分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5単位	150分
3		障害者の理解	2単位	120分

◆成年後見制度の基礎 4単位/240分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5単位	90分
5	※どこかで消費者保護	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5単位	30分
8		地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5単位	30分

◆民法の基礎 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1単位	60分
10		財産法	1単位	60分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5単位/330分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律	介護保険制度	1.5単位	90分
12	(当該市町村・地域の取組現状) ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1単位	60分
13		障害者施策／障害者虐待防止法	1単位	60分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5単位	90分
15		税務申告制度 等	0.5単位	30分

◆市民後見活動の実践 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実践	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1単位	60分
17		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

◆実践研修 29単位(31補講)単位/1080(1200補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位/90分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5単位/570分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2単位	120分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5単位	90分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5単位	90分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き/死後事務	1.5単位	90分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1単位	—

◆補講 当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
36		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
37		社会資源	0.5単位	30分

厚生労働省の下記ホームページに、市民後見人に関する情報を掲載しています。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [市民後見関連情報](#)

市社協の法人監督＋市民後見

(名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)

監督人

名古屋市社会福祉協議会

(成年後見あんしんセンター)

センター職員



専門職



市民後見人



名古屋市の市民後見の特徴

○市民後見人が後見人に選任される全ての案件において市社協が監督人に選任

○バンク登録後、法人後見の支援員として一定時間、活動（市民後見人の研修的位置づけ）

○原則として、市長申立事案、後見類型（親族申立事案2件あり）

⇒実績（H30度末）：バンク登録者124名、のべ選任件数51件（終了18件、継続33件）

★市社協法人後見から市民後見人へリレーする例もある

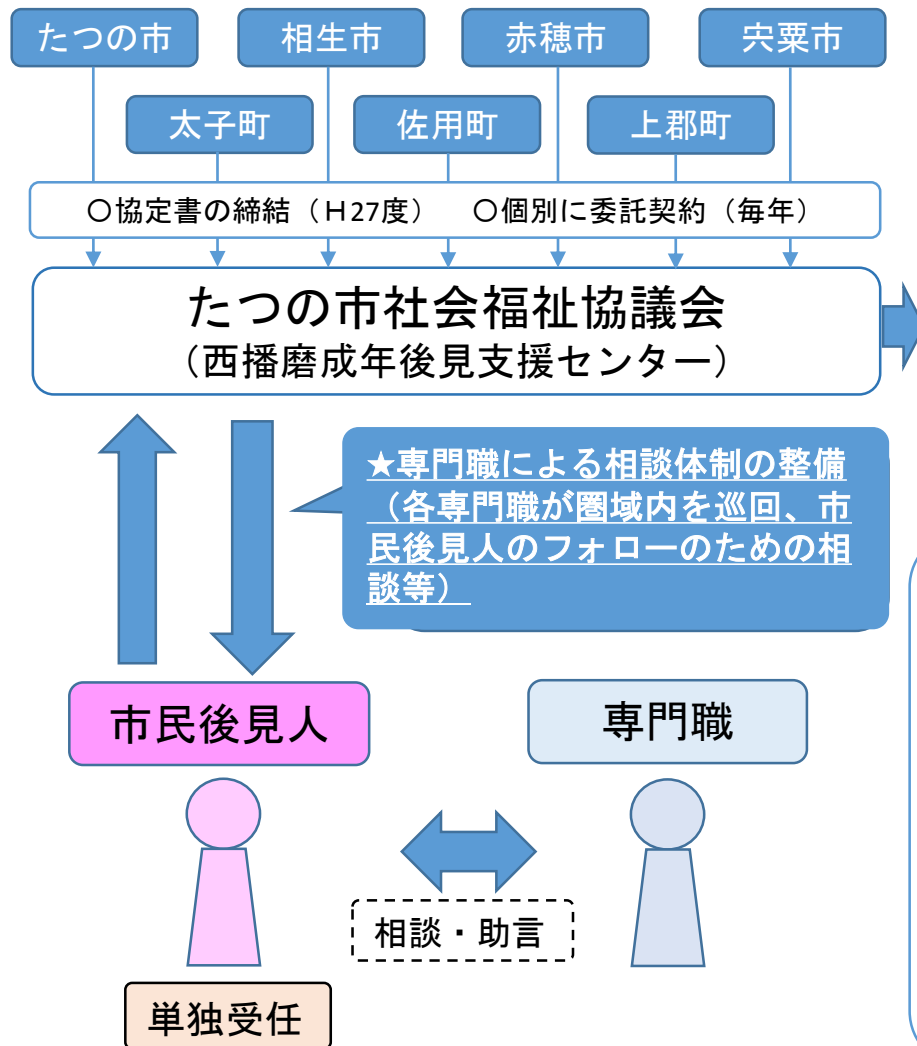
○後見監督人への就任（重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等）

○きめ細かい監督体制（月1回報告、3か月に1回通帳現物確認）、日常的な金銭管理や支援の経過等を独自の様式で記録

○専門職・センター職員による相談・支援体制、24時間体制、マニュアル作成、フォローアップ研修、関係機関との連携時における調整等の実務的な支援など

広域選任型・中小自治体が広域で市民後見人を養成 (西播磨4市3町(兵庫県)・西播磨成年後見支援センター)

※各市町の人口：約1.5～約7.7万人、圏域人口：約26万人（H30.10）



市民後見人に関する事業

- 養成（各研修のセットを年1回実施）
- 人材バンクの管理・運営（研修終了後の面接、毎年の状態確認、交流会開催）
- 受任調整会議の開催（関係者を招集、市民後見人の受任に適した案件か判断）
- ⇒バンク登録者63名（H29度末時点）
- ⇒選任2件（H30.11時点）

※広域実施のメリット

- ・必要経費を分散できるため、各市町の財政負担が少ない
- ・市民後見人のなり手や専門職（研修講師、相談対応等）がいない自治体があってもカバーできる
- ・ノウハウを共有でき、将来的に市民後見人の需要が増えた場合にも事業の拠点をスムーズに増やすことができる

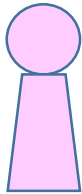
市民後見人を社協法人後見の支援員（身上保護担当）として活用 （埼玉県飯能市・市社会福祉協議会）

後見人

飯能市社会福祉協議会 = 法人後見で受任

市民後見人（※）

※後見人として
選任された者で
はなく、養成講
座の修了者



【身上保護】

- ★社協と雇用契約を締結、時給制で報酬が支給される非常勤職員という位置付け
- ★人生経験を活かし、個別の事案ごとに、充実した手厚い後見事務を実施

分業
＝
連携

センター職員



【財産管理】

- ★少数の若手中心の職員に限られた予算を集中投入して専門的な知識・技能を習得し、低廉・安全に後見事務を実施

専門職



相談・助言

⇒実績（H31.3時点）：法人後見14件受任

複数選任（市民＋専門職）→市民単独選任移行型 （神奈川県横須賀市・よこすか市民後見人等運営事業）

後見人

専門職

市民後見人



複数後見



★困難な状況が解決されるなど、複数後見を継続する必要がなくなった場合
⇒専門職が辞任、横須賀市社協のサポートを受けながら、単独で活動

市民後見人の養成・活用

目的・効果

- ①後見業務を行う担い手を増やす
- ②専門職との複数後見により、専門職後見人の負担軽減、受任件数の拡大等を図る

活動条件

- ①法定後見事件 ②原則として専門職との複数後見 ③身上監護を主に担当

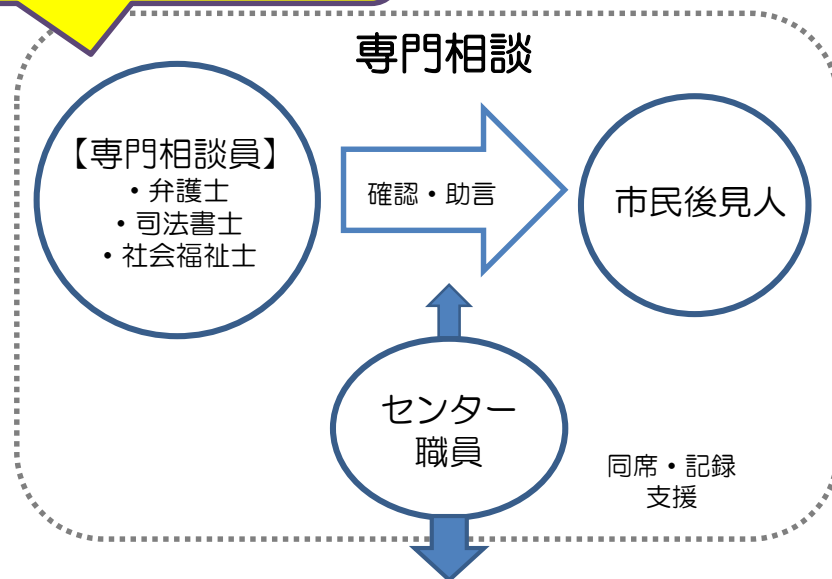
実績(H30度末)

市民後見人の登録者31名、のべ選任件数34件（終了13件、継続21件）

中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任している例（大阪市成年後見支援センター）

センターが専門職を雇い上げることで(週2回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先)

※実績（H30度末時点）

- ・市民後見人バンク登録者数 240人
- ・市民後見人の受任者数 93人

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
 - 訪問回数等

* その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

市民後見人育成・活動支援機関の広域的な整備 (静岡県・静岡県社会福祉協議会)

市民後見人育成・活動支援機関 (=成年後見実施機関)の 立ち上げと体制整備支援

概要

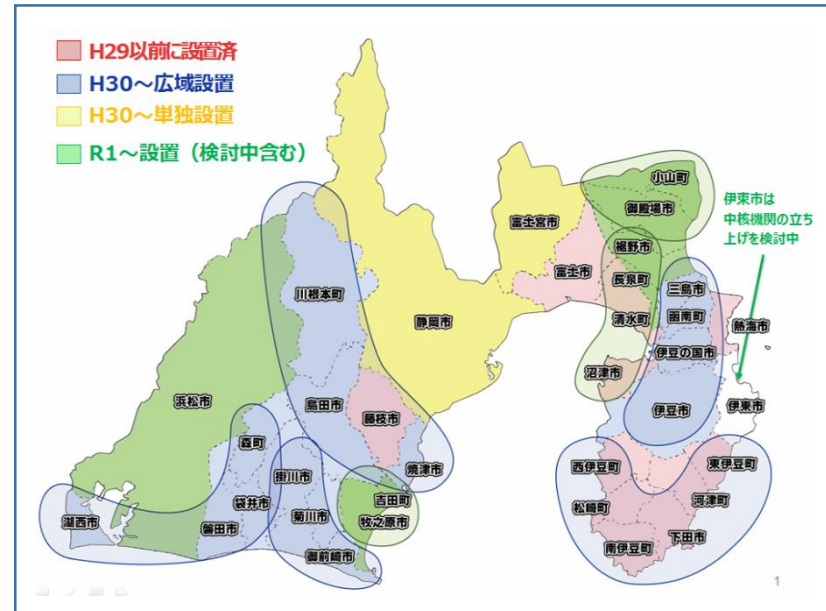
成年後見制度等の権利擁護が必要な人の県内ニーズ把握（H26年度 成年後見制度に関する実態調査）により、担い手確保の重要性を認識。

これを踏まえ、静岡県・静岡県社会福祉協議会が共同で、市町に対して市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、地域の実情に応じた広域的な体制づくりを推進。

平成29年度から全県域に拡大。



- ・ 県と県社協が共同で取り組み、働き掛けることで、市町と市町社協、市町間の連携がスムーズ
- ・ 広域連携することで、効率的・効果的に研修等の実施が可能



- 実施機関設置 34市町（全35市町中） R1.9
月時点
- 広域連携による市民後見人育成体制の整備⇒中核機関化へ連動
- 市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修等、継続的な育成体制

法人後見の担い手の育成・活動支援について

【国基本計画 P. 13～14の記載】

○法人後見の担い手の育成・活動支援

- 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

○受任者調整（マッチング）等

- 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人

の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の

権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知

識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体

制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和元年度予算額(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数(平成30年度:493億円、平成29年度:488億円)

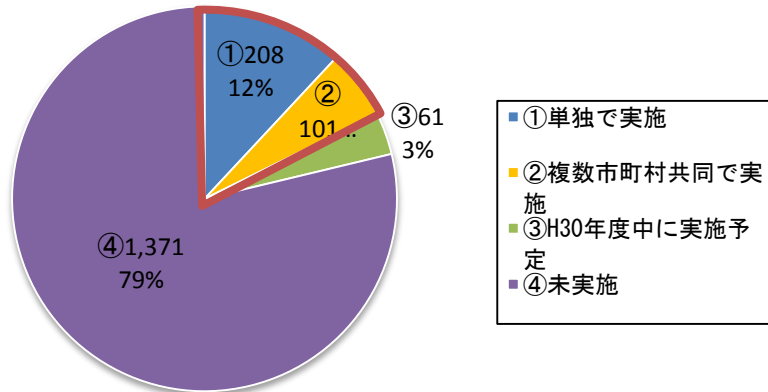
5. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村(平成29年:313市町村、平成28年:267市町村)

成年後見制度法人後見支援事業について

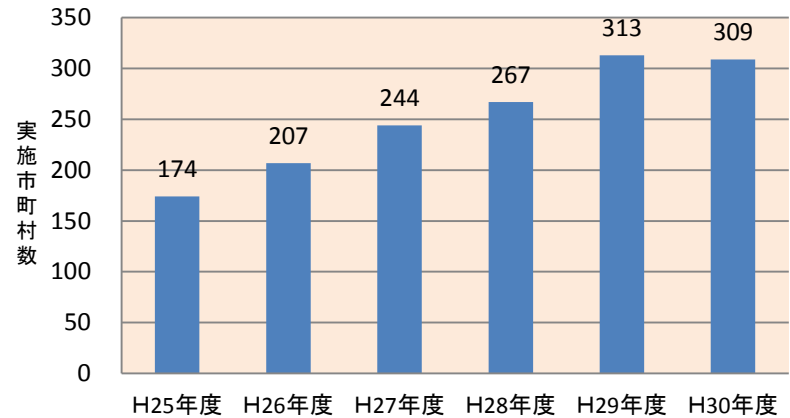
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

市町村数:1,741



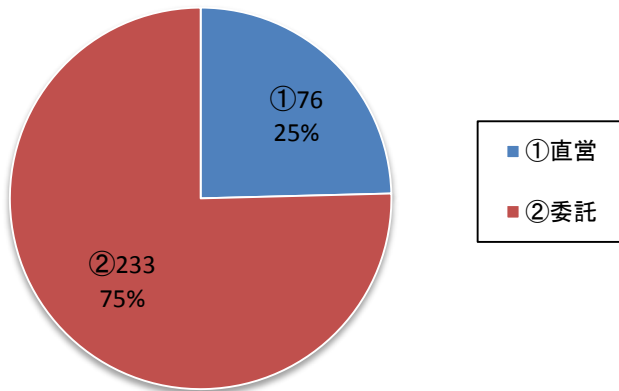
成年後見制度法人後見支援事業の実施市町村数(経年比較)

市町村数:1,741



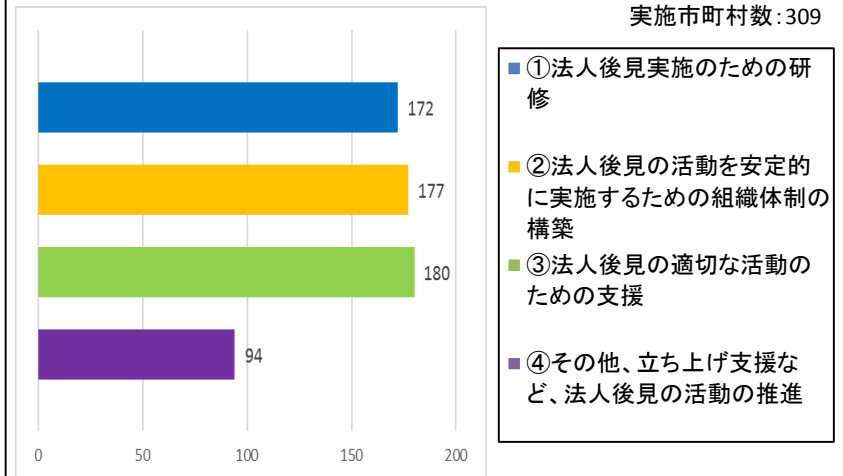
成年後見制度法人後見支援事業の実施方法

実施市町村数:309



成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容

実施市町村数:309

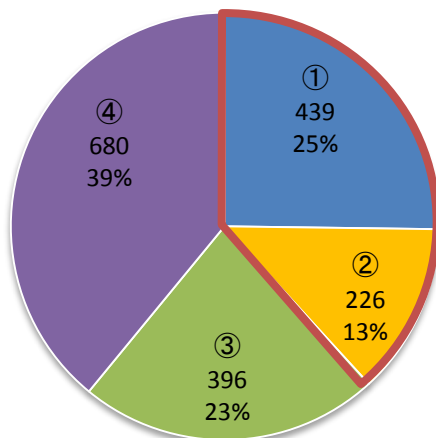


※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

成年後見制度法人後見の実施状況について

市区町村における法人後見を実施している法人等の有無

市区町村数: 1,741



- ①管内に実施している法人等がある
- ②管内に実施している法人等はないが、近隣に所在する法人等で実施しており、利用できる
- ③管内及び近隣において実施している法人等はない
- ④不明

法人後見を実施している法人(事業所)の数

	法人数	%
社会福祉法人(社会福祉協議会)	365	73.0%
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く社福)	7	1.4%
特定非営利法人(NPO法人)	78	15.6%
一般社団法人	25	5.0%
公益社団法人	7	1.4%
一般財団法人	3	0.6%
公益財団法人	1	0.2%
営利法人(株式会社)	1	0.2%
その他(司法書士事務所等)	13	2.6%
合 計	500	100.0%

(注) 法人後見事務については自治体による指定等が必要な事務ではないため、調査時点で自治体が捕捉している情報である。

※ 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室調べ(平成30年4月1日現在)

権利擁護支援としての法人後見の条件

権利擁護支援としての法人後見の条件とは

- ①「人と人」の関係に立った支援であること
- ②地域の権利擁護システムへの貢献がなされること
- ③地域資源としての人材確保

公益社団法人日本社会福祉士会 「都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関するガイドライン」を参考に作成

引用：「権利擁護支援と法人後見」全国権利擁護支援ネットワーク編 ミネルヴァ書房 2015より

後見人等の候補者である法人に関する適格性を判断する際の一般的な考慮要素①

- ① 法人の形態
- ② 実際の担当者に専門家資格あるいは後見事務処理能力があるか
- ③ 本人との信頼関係を構築できるか
- ④ 機動性、法人の規模、事務処理体制
- ⑤ 実際の担当者に不正があった場合の責任
- ⑥ 個人情報保護に対する手当てがされているか
- ⑦ 本人に損害を与えた場合の損害賠償の保険加入の有無

後見人等の候補者である法人に関する適格性を判断する際の一般的な考慮要素②

- ⑧ 財政基盤
- ⑨ 後見人等の候補者と被後見人等本人との利害関係の有無
- ⑩ 利益相反関係

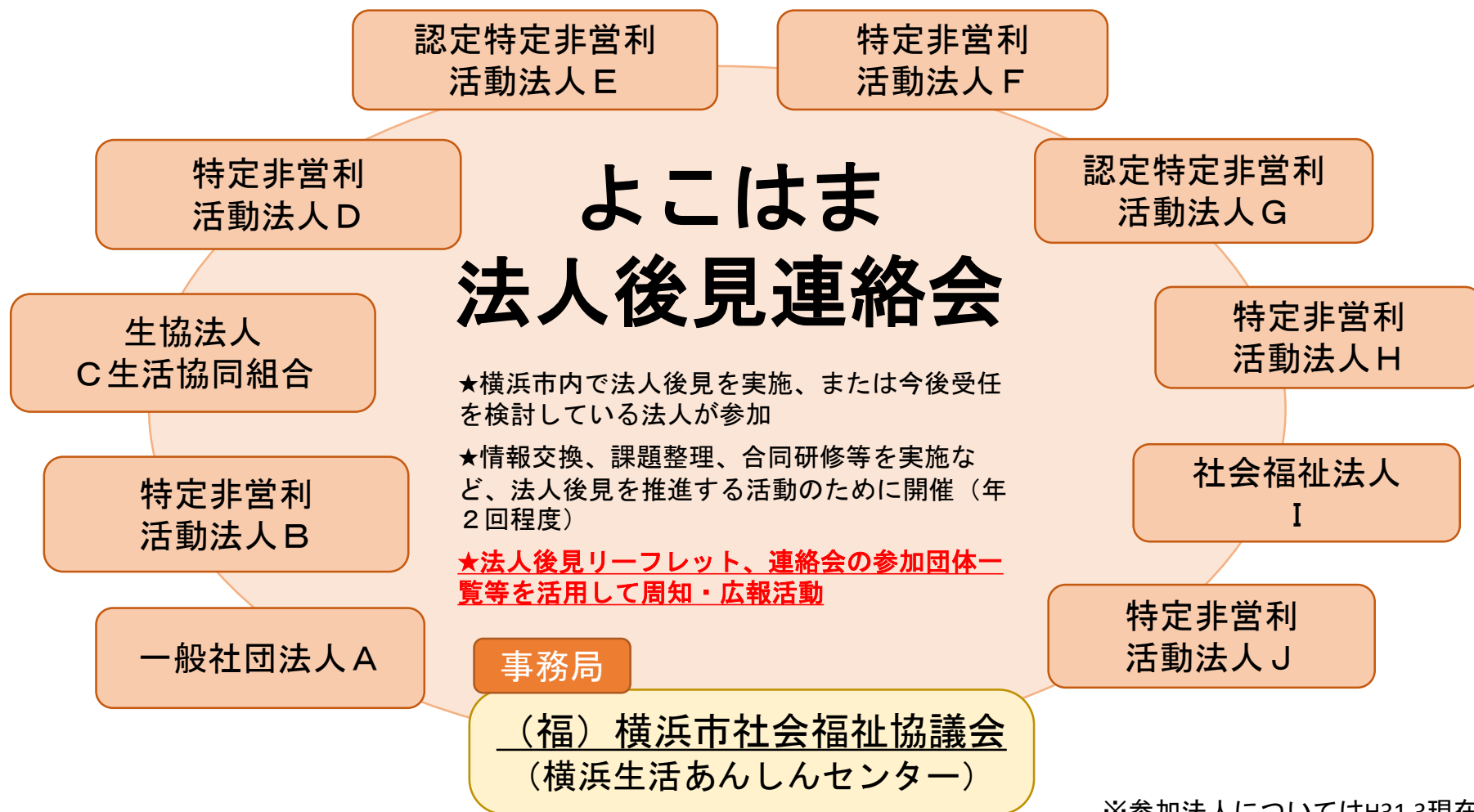
自己契約および双方代理を禁止「同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行および本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。」

- ⑪ 被後見人本人の意見

「実践成年後見 No. 29 望月真由美氏『法人後見受任団体としての適格性』を参考に作成

引用「権利擁護支援と法人後見」全国権利擁護支援ネットワーク編 ミネルヴァ書房 2015より

成年後見制度法人後見支援事業を活用して法人後見連絡会を実施
地域の法人後見実施団体を「見える化」している例
(横浜市社協・横浜生活あんしんセンター)



※参加法人についてはH31.3現在

法人後見実施団体が中核機関を担う場合の留意点

- 中核機関が法人後見実施団体を兼ねている時には、判断の客観性を担保する観点より、自治体や専門職等の第三者による候補者推薦会議を構成する等の運営上の工夫が望まれます。
- 利用促進ニュースレター第12号のQ & A 参照